

貨物概要

甲が 100%ウールの編地にフェルト加工した布地、本底がポリプロピレンの不織布（滑り止めの生ゴムを染み込ませたもの）であるスリッパ状の履物

分類

関税率表第 6405.20 号（統計番号 6405.20-000）の本底及び甲が紡織用繊維製の履物

分類理由

第 64 類注 3 には「ゴム又はプラスチックには、織物その他の紡織用繊維製品であって、肉眼により判別できる程度のゴム又はプラスチックの外面層を有するものを含む。」と規定されていますが、不織布にゴムを染み込ませたものを本底に使用しており、「肉眼により判別できる程度のゴム又はプラスチックの外面層を有するもの」には該当しないため、本底は紡織用繊維製となります。

また、甲は 100%ウールの編地にフェルト加工した布地で、紡織用繊維製です。

したがって、本底及び甲が紡織用繊維製の履物として上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）